条　例

埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県条例第五号

埼玉県個人番号の利用に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

（埼玉県個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第一条　埼玉県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県個人番号の利用等に関する条例

第一条中「第九条第二項」の下に「及び第十九条第十号」を、「個人番号の利用」の下に「並びに特定個人情報の利用及び提供」を加える。

第四条の見出しを「（個人番号の利用範囲等）」に改め、同条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加え、同条第二項中「前項に規定する」を「法別表第二の第二欄に掲げる」に、「法別表第二」を「同表」に改め、同項ただし書中「第十九条第七号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

４　第二項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程（次条第二項において「条例等」という。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第四条の次に次の二条を加える。

（特定個人情報の提供等）

第五条　法第十九条第十号の条例で定めるところにより特定個人情報を提供するときは、別表第三の第一欄に掲げる執行機関が、同表の第三欄に掲げる執行機

関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2　前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第六条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一　知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等（同法第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二　知事	高等学校等を退学した後、私立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三　知事	私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
四　知事	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
五　知事	療育手帳（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）

		に対して交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
六	知事	肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
七	教育委員会	埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）による授業料及び入学料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
八	教育委員会	埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
九	教育委員会	国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
十	教育委員会	高等学校等を退学した後、県立の高等学校等に改めて入学した生徒等に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
十一	教育委員会	埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例（昭和四十九年埼玉県条例第八十七号）による修学奨励費の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
十二	教育委員会	県立の中学校における学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費をいう。）に係る援助に関する事務であって規則で定めるもの
十三	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一　知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
二　知事	私立の小学校、中学校又は高等学校等（各種学校を除く。）の児童又は生徒の保護者等に係る授業料等の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
三　知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
四　知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

五　知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

別表第三（第五条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	
一　知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの	学校保健安全法（昭

		和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの			三　教育委員会
		特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であって規則で定めるもの	教育委員会	二　知事	三　教育委員会
			法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	埼玉県立高等学校	三　教育委員会
			特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する情報であって規則で定めるもの	知事	三　教育委員会
				生活保護関係情報	三　教育委員会

		の授業料等に関する条例による授業料及び入学料の減免に関する事務であって規則で定めるもの		であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
四　教育委員会	埼玉県高等学校等奨学金に関する条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
五　教育委員会	国立及び公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
六　教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
七　教育委員会	法別表第二の第二	知事	外国人生活保護関	

欄に掲げる事務（法第十九条第七号の規定により同表の第四欄に掲げる生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの		係情報であって規則で定めるもの

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第二条　埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第九号ニ中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同表に次の一号を加える。

十七　埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）別表第一の下欄に掲げる事務のうち、知事が行うもの

別表第三教育委員会の項に次の一号を加える。

三　埼玉県個人番号の利用等に関する条例別表第一の下欄に掲げる事務のうち、教育委員会が行うもの

附　則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条中別表第二第九号ニの改正規定は、公布の日から施行する。